

平成 26 年 11 月 1 日

徳島大学蔵本地区の学生の皆さんへ

医学部長 苛原 稔
歯学部長 市川 哲雄
薬学部長 大高 章

蔵本地区における学生の感染症に対する対応について

蔵本地区は各学部・大学院の教育研究棟と大学病院が近接している。このため、患者等への感染拡大の防止を目的として、学生は感染症に対して下記の対応を取ること。外来・入院患者、高齢者等の免疫力低下が考えられる者、あるいは乳幼児（抗体陰性等、免疫力が弱い）との接触の可能性のある実習を行う学生（以下、臨床実習学生）については、特に注意すること。

参照：http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334054.htm

記

1. 学校において予防すべき感染症（別紙1）を発症した場合（可能性のある場合を含む）

1) 学生から大学への連絡：学生は、所属する学部の担当部署（下記）ならびに臨床実習学生は当該実習責任者に、すみやかに電話で連絡・相談し、原則として2) に従い、欠席あるいは自宅待機等の対応指示を受ける。

- ・医学部学生，医科学・栄養生命科学・保健科学大学院生：学務課学生係(088-633-7982, 7030)
- ・歯学部学生，口腔科学大学院生：歯学部学務係(088-633-7310)
- ・薬学部学生，薬科学大学院生：薬学部学務係(088-633-7247)

注) 発熱，咳，咽頭痛，鼻水，倦怠感，下痢，嘔吐，皮疹・水疱，結膜充血，頭痛等の症状がある場合は，上記疾患である可能性があるため医療機関を受診すること。

注) 带状疱疹では，空気感染を起こすことがあるため，病変部が露出していなくても，免疫力低下が考えられる者や乳幼児等との接触の可能性のある実習は控えること。初期診断が困難な場合が多いため，体幹部等に水疱が出現した場合は，带状疱疹の可能性を考え，医療機関を受診し，指導教員に相談すること。

注) 上記疾患（可能性を含む）の場合は，他人との接触状況に応じて，接触者の発症を予防するために，徳島大学病院感染対策部門に相談して，接触者の検査やその予防内服が必要になる場合がある（免疫力が低下している患者や乳幼児との接触の場合等）。

2) 出席停止期間：

一般には学校保健安全法による出席停止期間に従うが，臨床実習学生は徳島大学病院スタッフマニュアルの発症者の就業制限期間の規定に準じる。詳細については，別紙1のとおりとする。

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は，「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

2. インフルエンザに対する対応

- 1) インフルエンザ感染に関しては下記の一般的注意を遵守する。
 - ・うがい、手洗い、咳エチケットを励行する。人混みを避け、混み合った場所ではマスクを着用する。
 - ・症状のある人に近寄らない。
 - ・インフルエンザ感染の有無に関わらず、ごく軽微な発熱、咳、咽頭痛、鼻水のみの場合であっても、症状がわずかでもあれば常時必ずマスクを着用する。
- 2) インフルエンザ感染者と濃厚接触した場合
 - ・**濃厚接触とは「双方がマスク無しで2メートル以内の接触」(接触時間を問わない) および症状出現前日から発病後5日目までの接触**が該当する。
 - ・**接触後5日間は、常にマスクを着用**し、咳エチケット励行、毎日繰り返し体温を測定する等、感染拡大防止と体調チェックに特に努める。
 - ・当該臨床実習責任者と相談し、**マスクを装着していても、免疫力低下のある人や患者との濃厚接触は控える**などの対応を行う（医療面接や診察を行わない、接触を避ける）。
- 3) 発熱、咳、咽頭痛、鼻水、倦怠感、下痢、嘔吐等のインフルエンザ感染症を疑う症状がある場合
 - ・程度や診断確定の有無によらず、臨床実習責任者に電話で相談し、欠席・自宅待機等の指示を受ける。
 - ・**37.5度以上の発熱時は、医療機関において診断を受ける。診断結果にかかわらず、解熱後2日を経過するまでは、臨床実習学生は実習に参加してはならない。**
 - ・**38度以上の場合：インフルエンザと同じ対応**をとる（医療機関によりインフルエンザが完全に否定された場合を除く）。
- 4) インフルエンザ（疑いを含む）に罹患した場合
 - ・各学科の教務担当部署に**電話で連絡**する。その際に**症状出現前日から発病後5日目までに不特定多数と濃厚接触した事実がある場合は、**学生はその旨を伝える。
 - ・学生は濃厚接触した相手にインフルエンザ罹患について連絡し、上記2)の対応を取るよう依頼する。
 - ・臨床実習参加停止期間および出席停止期間は、上記1の2)の規定に従うこと。

附記：臨床実習学生はインフルエンザワクチンの接種を受けることを推奨する。また、接種状況調査をするので、それに回答すること（結果は徳島大学病院感染対策部門に提出される）。
新型インフルエンザの場合は、上記に加えて別途対応が必要になる可能性が高いため、その情報に留意すること。

3. 臨床実習学生が麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎（ムンプス）発症者と濃厚接触した場合の対応

- 1) 当該疾患についての抗体価が不明な場合は医療機関を受診し、すみやかにその抗体価を検査する。
*ワクチンを接種していても抗体陽性化率は100%ではないため、抗体価を測定していない場合は、抗体陰性者と同様に扱う。
- 2) 抗体価が判明するまで、および抗体陰性の場合、潜伏期間と感染期間を考慮して、感染性を持つ

可能性がある期間については、当該学生は下記の対応を行う。

- (1) 常時、外科用マスクを着用する。
- (2) 免疫不全患者との接触を特に避ける（医療面接や身体診察等を行わない）。
- (3) 体調管理に特に留意し、症状出現時は最寄りの医療機関を受診し、発症時にはすぐに所属する学科の教務を所掌する部署に連絡する。

注）感染性を持つ可能性がある期間は下記とする

麻疹 初回暴露 5 日～最終暴露 21 日

水痘 初回暴露 10 日～最終暴露 21 日

風疹 初回暴露 7 日～最終暴露 21 日

流行性耳下腺炎（ムンプス） 初回暴露 12 日～最終暴露 21 日

3) 麻疹および水痘については、医療機関を受診し、暴露早期の発症予防について、専門医の判断を受けることを当該学生に推奨する（下記を参考とすること）。

- (1) 麻疹は 72 時間以内のワクチン接種（ただし免疫不全者、妊婦には禁忌）または 6 日以内のグロブリン投与が発症予防に有効とされている。
- (2) 水痘は 120 時間以内のワクチン接種（ただし免疫不全者、妊婦には禁忌）、96 時間以内のグロブリン投与、暴露後 10 日からアシクロビルの内服が発症予防に有効とされている。

附記：臨床実習を開始するまでに麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎（ムンプス）の抗体価を検査し、抗体陰性の場合は、臨床実習開始までにワクチン接種を推奨する。

4. 臨床実習学生に関する附記事項

- (1) 口唇ヘルペス（単純ヘルペス）

臨床実習責任者への連絡・相談を行い、痂皮形成終了するまで、手指衛生の徹底とマスク着用（病変部の露出を避ける）を行うことで、原則として臨床実習参加は可とする。

- (2) マイコプラズマ肺炎

現時点では明確な出席停止期間の規定がないため、主治医、講義・実習責任者等と相談すること。特に発熱や激しい咳がある場合は、臨床実習への参加を控えること。

- (3) ノロウイルス

症状が持続している間は実習に参加しない。症状消失後も 1 か月程度は便からウイルスが排出されるため、その期間は、特に流水と石けんによる手指衛生を徹底する。

5. 海外渡航からの帰国後の徳島大学病院における感染症対応について

- 1) 厚生労働省、外務省の渡航情報等から、1 類感染症（エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱等）や新たな新興再興感染症等の感染リスクがある地域へ渡航し、帰国後 3 週間以内に徳島大学病院で実習（見学型実習や病院エリアで行われる研究室配属や卒業研究等を含む）を履修する予定がある学生については、これらの感染症患者への接触、発症の有無に関わらず、徳島大学病院での実習を制限する場合がある。

2) 徳島大学病院での実習制限については感染制御部が判断し、実習制限が必要な場合は、当該学部に報告する。よって、海外渡航より帰国後 3 週間以内に徳島大学病院で実習を履修する予定がある学生については、その渡航先に関わらず、以下の情報を各学部が事前に感染制御部へ連絡し、判断を仰ぐ。海外渡航する学生は、所属学部の規定に従って、担当部署に以下の情報を渡航前に報告すること。

- ・氏名
- ・学部学科
- ・渡航先，期間
- ・帰国後に予定している実習内容等

3) 海外渡航から帰国後に徳島大学病院での実習履修について制限の必要性がないと判断された学生についても、医療従事者と同様に健康状態を自己管理し、問題があれば、速やかに実習を中止し、医療機関を受診すること。

別紙 1

1) 学校において予防すべき感染症の第一種感染症については、以下のとおりとする。

臨床実習参加停止期間：治癒するまで

学生の出席停止期間：治癒するまで

(注) 第一種感染症： エボラ出血熱，クリミア・コンゴ出血熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎，ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。），中東呼吸器症候群

2) 第二種および流行性角結膜炎については、以下のとおりとする。

	感染症	臨床実習参加停止期間	学生の出席停止期間
1	インフルエンザ (鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ症状が消失し、解熱した後2日を経過するまで。 *「発症」とは発熱を目安とする。	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。 *「発症」とは発熱を目安とする。
2	麻疹	発疹が出現後7日後まで。	解熱した後3日を経過するまで。
3	風疹	発疹出現後5日後まで。	発疹が消失するまで。
4	流行性耳下腺炎 (ムンプス)	耳下腺腫脹9日後まで。	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
5	水痘・帯状疱疹 *いずれの場合も 病変部の露出を避ける こと。	水疱痂皮化形成終了まで (水痘、帯状疱疹とも)。	すべての発疹が痂皮化するまで (水痘のみ)。
6	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
7	百日咳	内服開始から7日間。	特有の咳が消失する、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで。
8	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで。	主要症状が消失した後2日を経過するまで。
9	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。
10	流行性角結膜炎 (EKC)	発症後2週間。	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

3) 第三種感染症については、以下の通りとする。ただし、流行性角結膜炎は上記2)の通りとする。

臨床実習参加停止期間：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

学生の出席停止期間：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

(注) 第三種感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎